

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等 (二件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (四件)

土地改良法による換地処分 (二件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

◇ 公 告 調理師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十九号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第五十四条第四項の規定による石州府地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域 (昭和五十九年十一月十三日現在の地番による。)
石州府字荒神下	石州府字荒神ノ三 二三の一、二四の一、二五から三一まで、三二の一、三三の一、三三の三、三四の一、三五の一、三五の三、三六の一、三六の三、三七から四〇まで及びこれらと一体をなす国有地 石州府字荒神下二のうち五六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 石州府字荒神下一 五七の一の一部、五七の三、五八の一の一部、五八の三、五九の一、五九の三、六〇、六一、六二の二、六二の三及びこれらと一体をなす国有地 石州府字水尻七三の二、七四の一の一部、七四の三、七六の一の一部、七六の三及びこれらと一体をなす国有地 石州府字寺坂ノ二 八九の二、九一の一の一部、九一の三の一部 福万字前田七〇の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六九の一、七〇第一、七〇の三と一体をなす国有地の一部 福万字八反田七七の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一、七七、七八と一体をなす国有地の一部



<p>石州府字大深田 ノ一</p>	<p>区域 石州府字寺坂ノ二 九六の一の一部、九六の三の一部、九八の二の一部、九八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万字オサト四三五の四から四三五の六まで、四三六の一、四三六の四から四三六の六まで、四三七、四三八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>石州府字大深田 ノ二</p>	<p>石州府字大深田ノ一のうち一〇九の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 石州府字寺坂ノ二 九六の一と一体をなす国有地の一部 石州府字寺坂ノ一 一〇二の一部、一〇六から一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字大深田ノ二 一三六の一部、一三七、一三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字員曲リ一七六から一七八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字トントカ谷ノ二 一七九から一八三までの一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>石州府字大深田 ノ二</p>	<p>石州府字大深田ノ二のうち一三六の一部、一三七、一三八の一部、一四三の一の一部、一四六の一部、一四七から一五三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 石州府字寺坂ノ二 八八の一部、九〇の一部、九三の一部、九四の一部、九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字大深田ノ一 一〇九の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字員曲リ一六七から一七〇までの一部、一七一、一七三の一部、一七五から一七八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字キヅノ一 二三九の一部</p>
<p>石州府字鑿原</p>	<p>石州府字鑿原のうち二八七の一の一部、二九四の一の一部、二九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 石州府字トントカ谷ノ一 二二一から二二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字キヅノ一 二二四の一部、二二五の一部、二二六の一の一部、二二六の四の一部、二二七の一部、二二八から二三七まで、二三八の一部、二二九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字キヅノ二 二四一から二四三まで、二四四の一部、二四五の一部、二四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字猿ヶ坂ノ二 二九五の二の一部、二九六の一部、二九七の一部、二九八、二九九、三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>石州府字トントカ谷ノ一</p>	<p>石州府字トントカ谷ノ一のうち二二一から二二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 石州府字員曲リ一七〇の一部、一七二、一七三の一部、一七四、一七五の一部、一七六の一部、一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字トントカ谷ノ二 一七九から一八二までの一部、一八八の一部、一九二の一部、一九三の二の一部、一九五、一九五内第一の一部、一九六の一の一部、一九七の一部、一九八から二〇一まで、二〇二の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字キヅノ一 二二四の一部、二二五の一部、二二六の一の一部、二二六の二、二二六の三、二二六の四の一部、二二七の一部、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字猿ヶ坂ノ二 三〇〇の一部、三〇一の一の一部、三〇一の二の一部、三〇二から三〇五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

石州府字トントカ谷ノ二	石州府字トントカ谷ノ二のうち一七九から一八一まで、一八二の一部、一八三の一部、一八八の一部、一九二の一部、一九三の二の一部、一九五、一九五内第一の一部、一九六の二の一部、一九七から二〇一まで、二〇二の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
石州府字猿ヶ坂ノ一	石州府字猿ヶ坂ノ一の全域 石州府字築原二八七の二の一部、二九四の二の一部、二九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 石州府字猿ヶ坂ノ二 二九五の二、二九五の二の一部、二九六の二の一部、二九七の二の一部、三〇一の二の一部、三〇二の二の一部、三〇三の二の一部、三〇四の二の一部、三〇五の二の一部、三〇六の二、三〇六の二、三〇七、三〇八の二、三〇九、三一一、三一一の二の一部、三一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 押口字猿ヶ坂二二三の二、二三三の二、二三四の二、二三五、二三六、二三七の二、二三八、二三九の二、二四〇の二、二四三の二及びこれらと一体をなす国有地 押口字上築原二四五の二及びこれらと一体をなす国有地
石州府字猿ヶ坂ノ二	石州府字猿ヶ坂ノ二 三〇四の二の一部、三〇五の二の一部、三一一の一部、三一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
福万字前田	福万字前田のうち七〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の一、七〇第一、七〇の三と一体をなす国有地以外の区域
福万字八反田	福万字八反田のうち七七の二の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一、七七、七八と一体をなす国有地以外の区域

福万字日南	福万字日南のうち二八一と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万字オサト	福万字オサトのうち四三五の四から四三五の六まで、四三六の二、四三六の四から四三六の六まで、四三七、四三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	石州府字荒神下一、石州府字荒神下二、石州府字キツノ一、石州府字キツノ二、押口字上築原、押口字猿ヶ坂

鳥取県告示第七百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による石州府地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事、西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月十三日現在の地番による。）
押口字猿ヶ坂	押口字猿ヶ坂二二八の一部、二一九の二、二二〇の一部、

<p>押口字中築原</p>	<p>押口字上築原</p>	<p>二二一の二の一部、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>押口字中築原の全域          押口字上築原二五〇の二の一部、二五一の一部、二五二の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五六の二と一体をなす国有地の一部          押口字野本ノ上二六五から二六七まで、二六八の二、二六八の二、二六九の二、二七〇の二の一部、二七〇の二、二七二の二の一部、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九の二、二七〇の二、二七〇の二と一体をなす国有地の一部          押口字下野本二七五の二、二七五の四、二七六の二、二七七の二、二八〇の二、二八四の二、二八五の二、二八五の五、二八六の二、二八七、二八八の二、二八八の二、二八</p>	<p>押口字上築原のうち二五〇の二の一部、二五一の一部、二五二の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          押口字猿ヶ坂二一八の二の一部、二一九の二、二二〇の二、二二一の二の一部、二二二の二、二二五の二、二二六の二、二二六の二、二二七、二二八の二、二二八の二、二二九、二三〇、二三二、二三三の二、二三三の二、二三四の二、二三七の二、二三九の二、二四〇の二、二四一、二四二、二四三の二、二四四及びこれらと一体をなす国有地の一部          押口字野本ノ上二七一の二、二七二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部          押口字築原二八三の二の一部、二八六の二、二八七の二、二九四の三及びこれらと一体をなす国有地          押口字猿ヶ坂ノ一 三一四の二、三一九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二二一の二の一部、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第七百二十一号          地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p>	<p>廃止する字の名称          押口字下築原、押口字キツノ二、押口字築原、押口字猿ヶ坂ノ一</p>	<p>押口字下野本          押口字下野本のうち二七五の二、二七五の四、二七六の二、二七七の二、二八〇の二、二八四の二、二八五の二、二八五の五、二八六の二、二八七、二八八の二、二八八の二、二八九、二九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>押口字野本ノ上          押口字野本ノ上のうち二六五から二六七まで、二六八の二、二六八の二、二六九の二、二七〇の二の一部、二七〇の二、二七一の二、二七一の三、二七二の二の一部、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九の二、二七〇の二、二七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>九、二九〇及びこれらと一体をなす国有地          押口字下築原二九一から二九三まで、二九四の二、二九五の二及びこれらと一体をなす国有地          押口字キツノ二 二四四の二、二四七の三、二四八の二、二五五の二、二六二の二、二六三の二、二六四の二、二六五の二、二六六及びこれらと一体をなす国有地          押口字築原のうち二八三の二の一部、二八六の二、二八七の二、二九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
---	--	--	--	--

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による榮南部（東高尾）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字東高尾字下代</p>	<p>大字東高尾字才坂ノ下の全域          大字東高尾字下代の全域          大字東高尾字下野山一三九の二三          大字東高尾字餅田一八六の四及びこれと一体をなす国有地並びに一八六の五と一体をなす国有地の一部          大字東高尾字兵田一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四及びこれらと一体をなす国有地          大字東高尾字菊里のうち二二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          大字東高尾字白市口二一六の二、二一七の二、二一八の二、二一九の二、二二〇の二、二二三の三及び二二七の二と一体をなす国有地の一部          大字東高尾字中畔二三八の一の一部、二三八の二の一部、二二九の一の一部、二二九の二、二二九の三、二四〇の一の一部、二四二の二、二四二の三、二四二の四、二四二の五、二四三、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四〇の一、二四一、二四四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東高尾字兵田</p>	<p>大字東高尾字兵田のうち一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東高尾字下野山</p>	<p>大字東高尾字下野山のうち一三九の二三以外の区域</p>
<p>大字東高尾字餅田</p>	<p>大字東高尾字餅田のうち一八六の四、一八六の五、一八七の七、一八七の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東高尾字白市口</p>	<p>大字東高尾字白市口のうち二一六の二、二一七の二、二一八の二、二一九の二、二二〇の二、二二三の二、二二三の三及び二一七の二、二二三の一、二二三の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東高尾字代田</p>	<p>大字東高尾字餅田一八六の五、一八七の七、一八七の八及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字東高尾字中畔二三四の二の一部、二三七の一部、二三七の一、二三八の一の一部、二三八の二の一部、二二九の二の一部、二四〇の一の一部、二四〇の二、二四二の二の一部、二四二の三の一部、二四四の一部、二四四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字東高尾字代田のうち二五九の一部、二六〇の一部、二六一及び二五九、二六一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字東高尾字宮坂ノ前二七一の三、二七九の三、二八一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東高尾字宮坂ノ前</p>	<p>大字東高尾字宮坂ノ前のうち二七一の三、二七九の三、二八一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の一、</p>

大字東高尾字向 ヒ田	二八〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字東高尾字向 ヒ畑	大字東高尾字向ヒ田の全域 大字東高尾字下向一〇一の二、一〇二の二 大字東高尾字菊里二一五の一の一部及びこれと一体をなす 国有地 大字東高尾字白市口二三三の二及び二三三の一、二三三の 二と一体をなす国有地 大字東高尾字中畔二三四の一、二三四の二の一部、二三四 の四、二三五の一、二三五の二、二三六、二三七の一部、 二三八の一の一部、二三八の二の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部 大字東高尾字代田二五九の一部、二六〇の一部、二六一及 び二五九、二六一と一体をなす国有地の一部 大字東高尾字向ヒ畑二九六の三、二九七の二、二九八、二 九九及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字東高尾字下 前田	大字東高尾字向ヒ畑のうち二九六の三、二九七の二、二九 八、二九九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区 域 大字東高尾字下前田の全域 大字東高尾字宮坂ノ前二七九の一、二八〇の一と一体をな す国有地の一部
大字東高尾字尼 ヶ谷	大字東高尾字尼ヶ谷の全域 大字東高尾字ケン代山二の二、三の二、四の五、五の四、 六の一、六の二、七の四、八の二、八の三、九の二、九の 三、一〇の二、一一の八 大字東高尾字上尼ヶ谷六三五の二、六三九の一、六四〇の 一、六四一から六五四まで、六五七の一、六五八の二、六 五九から六六四まで、六六五の一、六六五の二、六六六、

大字東高尾字上 尼ヶ谷	六六七、六六八の一、六六九の二、六七〇から六七三まで、 六七四の二、六七五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字東高尾字ケ ン代山	大字東高尾字上尼ヶ谷のうち六三五の二、六三九の一、六 四〇の一、六四一から六五四まで、六五七の一、六五八の 二、六五九から六六四まで、六六五の一、六六五の二、六 六六、六六七、六六八の一、六六九の二、六七〇から六七 三まで、六七四の二、六七五の二、六七七の一、六七八、 六七九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東高尾字添 谷口	大字東高尾字ケン代山のうち二の二、三の二、四の五、五 の四、六の一、六の二、七の四、八の二、八の三、九の二、 九の三、一〇の二、一一の八以外の区域 大字東高尾字添谷口のうち六八〇、六八一、六八六、六八 七の一から六八七の三まで、六八八、六八九及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域
大字東高尾字大 林	大字東高尾字大林の全域 大字東高尾字上尼ヶ谷六七七の一、六七八、六七九及びこ れらと一体をなす国有地 大字東高尾字添谷口六八〇、六八一、六八六、六八七の一 から六八七の三まで、六八八、六八九及びこれらと一体を なす国有地 大字東高尾字添谷六九七の七九、六九七の九二
大字東高尾字添 谷	大字東高尾字添谷のうち六九七の七九、六九七の九二以外 の区域
大字東高尾字下 向	大字東高尾字下向のうち一〇一の二、一〇二の二以外の区 域

廃止する字の名  
称

大字東高尾字中畔、大字東高尾字菊里、大字東高尾字才坂  
ノ下

鳥取県告示第七百二十二号

鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）小畑地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年七月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鹿野町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）倭文地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年七月十日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
  - 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七百二十四号
- 岩美町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業高山地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。



昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十五号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）立見地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る石州府地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町から同町が行う土地改良事業に係る栄南部（東高尾）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十八号

日南町が行う土地改良事業に係る三栄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年七月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日南町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和60年7月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
  - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時  
昭和60年9月25日（水）午前8時50分から正午まで
- 3 試験の場所  
(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

<p>(2) 倉吉保健所管内の受験者 倉吉市東殿城町2 鳥取県中部総合事務所 (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 (4) 県外に居住する受験者 上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場</p> <p>4 試験科目 (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学 (6) 調理理論</p> <p>5 受験手続 (1) 書類の提出先 ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所 イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所 (2) 提出書類 ア 受験願書 (所定の様式によること。) イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し 卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。) エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判 (縦3.5cm、横2.5cm) のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)</p>	<p>(3) 受験に関する書類の提出期間 昭和60年8月19日 (月) から同月28日まで (金) (郵送の場合は、昭和60年8月28日までの消印のあるものは、有効とする)</p> <p>6 受験手数料及びその納付方法 (1) 受験手数料 3,400円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。</p> <p>7 携行品 筆記用具及び受験票</p> <p>8 その他 (1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。 (2) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。 なお、合格者には合格証を保健所で交付する。 (3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。 (4) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部健康対策課 (電話0857-26-7195) に問い合わせること。</p>
---	--